

【別紙9 水質管理目標設定項目及び検査頻度】

(1) 水質管理目標設定項目及び検査頻度

No	項目	省略可否	目標値	暫定値	実施検査頻度	設定理由
1	アンチモン及びその化合物	—	0.02以下		1回/年	過去において検出されていないが、安全性を確認する為1年に1回検査します。
2	ウラン及びその化合物	—	0.002以下			
3	ニッケル及びその化合物	—	0.01以下			
4	亜硝酸性窒素が平成26年4月1日より水質基準項目となったため削除					
5	1,2-ジクロロエタン	—	0.004以下			
6	トランス-1,2-ジクロロエチレンが平成21年4月1日より水質基準項目となったため削除					
7	1,1,2-トリクロロエタンが平成22年4月1日より削除				1回/年	過去において検出されていないが、安全性を確認する為1年に1回検査します。
8	トルエン	—	0.4以下			
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	—	0.1以下			
10	亜塩素酸	—	0.6以下		1回/年	浄水処理過程で二酸化塩素を注入しないため、検査対象外とします。
11	塩素酸が平成20年4月1日より水質基準項目となったため削除					
12	二酸化塩素	—	0.6以下		1回/年	過去において検出されていないが、安全性を確認する為1年に1回検査します。
13	ジクロロアセトニトリル	—	0.01以下			
14	抱水クロラール	—	0.02以下			
15	農薬類(120種類)		検出値と目標値の比の和として1以下			
16	残留塩素	—	1以下			
17	硬度(Ca,Mg)	—	10~100			
18	マンガン	—	0.01以下			
19	遊離炭酸	—	20以下			
20	1,1,1-トリクロロエタン	—	0.3以下			
21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	—	0.02以下			
22	有機物質(KMnO4)	—	3以下		1回/年	過去において検出されていないが、安全性を確認する為1年に1回検査します。
23	臭気強度(TON)	—	3以下			
24	蒸発残留物	—	30~200			
25	濁度	—	1度以下			
26	pH値	—	7.5程度			
27	腐食性(ランゲリア指数)	—	-1程度以上とし、極力0に近づける			
28	従属栄養細菌	—	集落2000以下/1mlの検水			
29	1,1-ジクロロエチレン	—	0.1以下			
30	アルミニウム及びその化合物	—	0.1以下			
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	—		0.00005以下		

(2) 水質管理目標設定項目（農薬類）及び検査頻度

水質管理目標設定項目番号15	農薬類(120種類中)			検出値と目標値の比の和として1以下	実施検査頻度	対象地区	設定理由
	番号	定期検査項目（農薬名）	用途	目標値(mg/l)			
農薬類	1	チウラム	殺菌剤	0.02 mg/l以下	1回/年	春江・丸岡・坂井	農薬の散布された後に1回検査します。
	2	フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤	0.003 mg/l以下		春江・丸岡・三国・坂井	
	3	クロロタロニル(TPN)	殺菌剤	0.05 mg/l以下		春江・丸岡・三国・坂井	
	4	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤	0.03 mg/l以下		三国	
	5	メタラキシル	殺菌剤	0.06 mg/l以下		春江・丸岡・坂井	
	6	カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.05 mg/l以下		三国	
	7	フサライド	殺菌剤	0.1 mg/l以下		春江・丸岡・三国・坂井	
	8	メフェナセット	除草剤	0.02 mg/l以下		春江・丸岡・三国・坂井	
	9	チオファネートメチル	殺菌剤	0.3 mg/l以下		春江・丸岡・三国・坂井	
	10	プロモブチド	除草剤	0.1 mg/l以下		春江・丸岡・坂井	
	11	モリネート	除草剤	0.005 mg/l以下		春江・丸岡・坂井	
	12	ジウロン(DCMU)	除草剤	0.02 mg/l以下		三国	
	13	エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08 mg/l以下		春江・丸岡・坂井	
	14	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	0.006 mg/l以下		三国	
	15	グリホサート	除草剤	2 mg/l以下		三国	
	16	ベノミル	殺菌剤	0.02 mg/l以下		春江・丸岡・坂井	
	17	シメトリン	除草剤	0.03 mg/l以下		春江・丸岡・三国・坂井	
	18	プロベナゾール	殺菌剤	0.05 mg/l以下		春江・丸岡・坂井	
	19	ダイムロン	除草剤	0.8 mg/l以下		春江・丸岡・坂井	
	20	ベンタゾン	除草剤	0.2 mg/l以下		春江・丸岡・三国・坂井	
	21	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05 mg/l以下		春江・丸岡・坂井	
	22	カフェンストロール	除草剤	0.008 mg/l以下		春江・丸岡・坂井	
	23	フィプロニル	殺虫剤	0.0005mg/l以下		春江・丸岡・坂井	

(3) その他の検査項目及び検査頻度

	番号	定期検査項目	省略可否	基準値	実施検査頻度	設定理由
その他の項目	1	ダイオキシン類	—		1回/年	安全性を確認する為1年に1回検査します。
	2	クリプトスポリジウム 指標菌検査(大腸菌)	—	不検出	1回/月及び1回/年	汚染のおそれがないか確認するため、検査します。
	3	クリプトスポリジウム 指標菌検査(嫌気性芽胞菌)	—	不検出		